

## 申請にあたっての注意事項

- 1, この申請書セットは、ACR ResQLink+（PLB-400）専用です。
- 2, 記入例を参照のうえ、黒のインク又はボールペンを用いて楷書で丁寧に記入してください。内容が不明な場合は書類不備として返送される場合があります。
- 3, 書き間違えた場合は、二重線を用いて訂正したうえで、その上に訂正印を押して下さい。
- 4, 収入印紙は過不足なくちょう付して下さい。多くちょう付しても、差額は返却されません。
- 5, 申請に必要な書類と提出部数は次のとおりです。
  - ① 無線局免許申請書・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ② 無線局事項書及工事設計書・・・・・・・・・・・・・ 2部  
(コピーしてお使い下さい。その場合コピーした書類にも捺印を押印して下さい。)
  - ③ ビーコンコード及び個体識別番号証明書・・・・・・・・ 1部  
(原本に限ります、コピー不可。ミシン目で切り離し「総務省提出用」を同封。「お客様控え」は大切に保管して下さい。)
  - ④ 免許送付用返信封筒・・・・・・・・・・・・・ 1封  
(住所氏名記入、切手84円貼付)
- 6, 申請書類は無線設備の常置場所を管轄する総合通信局に送付して下さい。  
管轄区域や総合通信局等の所在地は、下記の所在地リストを参照して下さい。  
電波利用ホームページ：<http://tele.soumu.go.jp/j/ref/mater/commtab1/index.htm>)
- 7, 申請から無線局免許状の交付まで、おおむね3週間から1ヶ月を要します。  
無線局免許状が届くまでは、PLBを操作することは出来ません。
- 8, 免許になると、次の書類が送られてきますので、大切に保管してください。
  - ① 無線局免許状・・・あなたのPLBが免許を受けた事を証明するものです。
  - ② 免許証票・・・・・・・・PLB本体にちょう付し下さい。  
(ちょう付することにより、免許状の携帯義務が免除されます。)  
(但し、GPSアンテナ部には絶対に貼らないで下さい。)
  - ③ 無線局事項書及び工事設計書（副本）  
(次回の申請の際など必要になりますので大切に保管して下さい。)

### 【申請書送付先、問合せ先】

北海道					
北海道総合通信局	航空海上課	〒060-8795	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島					
東北総合通信局	航空海上課	〒980-8795	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎	022-221-0653
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨					
関東総合通信局	航空海上課	〒102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎	03-6238-1747
長野・新潟					
信越総合通信局	航空海上課	〒380-8795	長野県長野市旭町1108	長野第1合同庁舎	026-234-9982
富山・石川・福井					
北陸総合通信局	航空海上課	〒920-8795	石川県金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎	076-233-4451
岐阜・静岡・愛知・三重					
東海総合通信局	航空海上課	〒461-8795	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎3号館	052-971-9178
滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山					
近畿総合通信局	航空海上課	〒540-8795	大阪府大阪市中央区大手町1-5-44	大阪合同庁舎1号館	06-6942-8541
鳥取・島根・岡山・広島・山口					
中国総合通信局	航空海上課	〒730-8795	広島県広島市中区東白島町19-36		082-222-3345
徳島・香川・愛媛・高知					
四国総合通信局	航空海上課	〒790-8795	愛媛県松山市宮田町8-5		089-936-52021
福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島					
九州総合通信局	航空海上課	〒860-8795	熊本県熊本市春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟	096-326-7838
沖縄					
沖縄総合通信事務所	無線通信課	〒900-8795	沖縄県那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B-1 街区5	098-865-2305